

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の技術資料作成要領

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から要件を満たす者と協定を締結することとします。

本協定の締結者は、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位になります。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと、関東地方整備局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が更に優位になります。

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所長
阿部 俊彦

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策（以下「業務」という。）または所管施設についての除雪作業（以下「作業」という）に関し必要な事項を定め、双方が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内 容 協定書（案）及び協定締結区間は別冊のとおり
- (4) 期 間 令和4年11月1日から令和7年10月31日まで
ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに大宮国道より協定締結者に対して継続等の意向を確認し、解約の意向がない場合は3年間継続するものとする。
なお、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和4・5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手

- 続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店、営業所又は拠点（資機材・人員等の基地）を有すること。
 - (5) 平成19年4月1日以降に、埼玉県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績（2,500万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

また、上記契約書の写し等で施工実績の確認が困難な場合は、平面図や構造図等を添付すること。

- ・次表1)の実績として記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。
- ・次表2)の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。
- ・次表4)で記載した建設機械または資材の保管場所の位置を表示した地図を提出すること。（地図は、エクセル様式の別紙地図又は道路地図を利用すること。）なお、所在地に加え、座標を付記している場合は、地図の提出は不要とする。
- ・次表5)で参集時間を算出するために選定した参集場所の位置を表示した地図を提出すること。（地図は、エクセル様式の別紙地図又は道路地図を利用すること。）なお、所在地に加え、座標を付記している場合は、地図の提出は不要とする。
- ・次表6)災害時の基礎的事業継続力認定状況に係る認定証の写しを添付すること。
- ・次表7)優良工事表彰として記載した工事に係る表彰状の写しを添付すること。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
1) 災害応急復旧協定 又は契約の締結状況	① 他の行政機関との間において、災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ② 締結している場合（締結手続き中及び本案件も含む）は、協定又は契約の別、名称、機関名、有効期

	<p>間を記載すること。</p> <p>③ 他機関との災害協定が重複している場合は、重複する全ての協定を記載する。ただし、大宮国道事務所との本協定に基づく作業を行う際に、人員・資機材の影響を受けるものに限る。</p> <p>④ 協力要請が重複した場合の各機関へ出動する優先順位を記載すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式－１とする。</p>
2) 工事の施工実績	<p>① 平成19年4月1日以降に埼玉県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの施工実績（2,500万円以上）を1件記載する。</p> <p>② 施工実績（2,500万円以上）は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要を記載する。</p> <p>③ 施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定する。</p> <p>④ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>⑤ 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。</p> <p>⑥ 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。</p> <p>⑦ 記載様式は様式－２とする。</p>
3) 協定締結希望区間と希望理由	<p>① 「協定区間区域図（別添 協定書（案）別紙－１及び「協定区間一覧（同（案）別紙－２）」を参考に、希望する協定区間を記載し、その希望理由を記載する。</p> <p>② 記載内容は、協定締結を希望する区間の路線番号、区間番号（別図参照）及び理由を記載するものとする。</p> <p>③ 希望区間は3箇所までとする。</p> <p>④ 希望区間（路線）と資材置場等（自社、協力会社、リース会社含む）までの直線距離を記入すること。また、資材置場等の敷地面積（m²）を記載する。</p> <p>⑤ 埼玉県内にある本店・支店・営業所、拠点（資機材・人員等の基地）の所在地から希望区間開始場所までの移動経路を平面図又は道路地図等に記載し提出すること。なお、本店・支店・営業所、拠点等参集保管場所表の所在地に加え、座標を付記している場合は、地図の提出は不要とする。</p> <p>⑥ 記載様式は様式－３とする。</p>

<p>4) 災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況</p>	<p>① 災害時に確保可能な建設資機材の保有及び備蓄数量を記載すること。</p> <p>② 建設機械の記載は、自社、協力会社及びリース会社で所有または手配することができる建設機械とする。ただし、所有または手配することができる建設機械については、災害時に必ず確保できることを条件とするので注意すること。</p> <p>③ 建設機械ごとに名称、規格、数量、所有者（自社・協力会社・リース会社の別）、保管場所を記入すること。</p> <p>④ 資材の記載は、名称、規格、数量、所有者（自社・協力会社の別）、保管場所（様式-3に記載した参集保管場所表参照）を記入すること。</p> <p>⑤ 記載様式は様式-4とする。</p>
<p>5) 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力</p>	<p>① 災害出動要請時において、現場へ出動可能な人員配置状況を記載する。</p> <p>② 記載する対象は、自社、協力会社及びリース会社の技術者、作業員、オペレーターとする。</p> <p>③ 記載内容は、上記対象者ごとの出動可能人数及び各自の参集時間を記入する。また、技術者については、1級または2級土木施工管理技士及び技術士の資格保有者数を記入するものとする。 なお、参集条件・時間の算出は以下によること。 【参集手段】 公共交通機関及び車利用は不可とし、徒歩または自転車による参集とする。 【参集場所】 対象者ごとに自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定するものとする。ただし、選定する参集場所に参集後、車等による移動手段が可能である事を条件とするので注意されたい。 【参集距離】 自宅から参集場所までを直線距離で算出する。 【参集時間】 徒歩の場合は4km/h、自転車の場合は10km/hとする。</p> <p>④ 記載様式は様式-5とする。</p>
<p>6) 災害時の基礎的事業継続力認定状況</p>	<p>① 建設会社における災害時の事業継続力認定の有無。</p> <p>② 認定証の写しを必ず添付すること。</p> <p>③ 経常建設共同企業体にあつては全ての構成員について添付すること。</p> <p>④ 記載様式は様式-6とする。</p>

	※技術資料の提出期限日における『関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」』の有無
7) 優良工事表彰	① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の当該工種工事（一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事）における令和3年度に表彰を受けた優良工事表彰の有無。表彰状の写しを必ず添付すること。 ② 記載様式は様式-7とする。

(2) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

- ① 技術資料は持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによること。（**電子メールの場合には不着の恐れがあるので、電話にて必ず着信を確認してください。**）

- ・ 受付期間：令和4年6月24日（金）から令和4年7月15日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分までとする。
- ・ 受付期限：受付期間内に必着とする。
- ・ 受付場所：関東地方整備局大宮国道事務所管理第二課
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL 048-669-1208（管理第二課直通）
電子メール ktr-bousai-oomiya4@mlit.go.jp

- ② 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。
- ③ 電子媒体（CD-R等）、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。
- 1) 申請書類のファイル形式は以下によること。
 - ・ Microsoft Excel（Excel2016形式以下のもの）（表紙、様式-1～7、地図）
 - ・ PDF ファイル（上記以外）
 - 2) 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付けること。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査の着目点は以下のとおりとする。

審査項目	審査の着目点
1) 災害応急復旧協定又は契約の締結状況	① 協定または契約の締結合数を審査することとし、締結数の少ないものを優位とする。 ② 協定または契約の締結機関から判断し、埼玉県内、埼玉県以外の順に優位とする。
2) 工事の施工実績	① 平成19年4月1日以降に埼玉県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事又は造園工事のいずれかの施工実績（2,500万円以上）について、発注機関を審査することとし、次の優先順位に基づき優位とする。

	<p>1→国土交通省発注工事。</p> <p>2→国土交通省以外の国、特殊法人等発注工事。</p> <p>※ここでいう「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。</p> <p>3→地方公共団体発注工事。</p> <p>※ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）。</p> <p>なお上記施工実績がない場合は選定しない。</p>
3) 協定締結希望区間と希望理由	<p>① 希望する協定区間について、拠点との距離と希望理由を審査する。なお、協定を締結する担当区間は、希望理由のほか、他の技術審査項目の内容を勘案し選定する。</p> <p>② 1区間毎に選定した後に、未選定区間がある場合は、2区間目及び3区間目選定を行う場合がある。</p> <p>③ 埼玉県内に本支店・営業所または拠点（資機材・人員等の基地）がない場合は選定しない。</p> <p>④ 応募区間（路線）と確保できる敷地面積150㎡以上の資材置き場（自社、協力会社、リース会社含む）までの直線距離が離れている場合には選定を行わない場合がある。</p>
4) 災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況	<p>① 災害時に確保可能で道路啓開に必要なとなる建設機械の保有及び手配数量（自社、協力会社及びリース会社含む）を審査することとし、建設機械の合計台数が多い場合優位とする。</p> <p>② 災害時に確保可能で道路啓開に必要なとなる資材の保有・備蓄量（自社及び協力会社）を審査することとし、その合計数量が多い場合優位とする。</p>
5) 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力	<p>① 技術者、作業員、オペレーターの出動可能人数（自社、協力会社及びリース会社含む）を審査することとし、出動可能人数の合計人数が多い場合を優位とする。</p> <p>② 災害時に出動可能な技術者の、1級または2級土木施工管理技士及び技術士（※1）の資格保有技術者数を審査することとし、資格保有技術者数の合計人数が多いものを優位とする。</p>
6) 災害時の基礎的事業継続力認定状況	<p>① 建設会社における災害時の事業継続力認定が有る場合、優位とする。</p> <p>② 認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は優位としない。</p> <p>③ 経常建設共同企業体にあっては全ての構成員について認定がある場合に限り優位とする。</p>
7) 優良工事表彰	<p>① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の当</p>

	<p>該工種工事（一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事）における令和3年度に表彰を受けた優良工事表彰の回数の多いものを優位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は優位としない。 ・経常建設共同企業体の場合にあっては、全ての構成員のうち最小の表彰回数で審査する。
--	--

※1 技術士とは、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者とする。

5. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に審査の各項目を総合的に判断し選定するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。
- ② 協定締結区間は、上記4. 技術資料の審査に関する事項の1)～7)を参考のうえ決定するものである。ただし、必ずしも希望区間とならない場合や支援会社となる場合がある。その場合は、協議によって決定するものとする。
- ③ 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、予定する協定締結区間を変更、または、上記4. 技術資料の審査に関する事項の3) 協定締結希望区間と希望理由、4) 災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況、並びに5) 災害出動要請時の人員配置状況を勘案し、複数区間を担当してもらう場合がある。その場合は、協議によって決定するものとする。

(2) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定した者には、書面をもって大宮国道事務所長から通知する。
- ② 選定通知は、令和4年8月19日（発送予定）

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって大宮国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、大宮国道事務所長に対して非選定理由の説明を求められることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口：関東地方整備局 大宮国道事務所 管理第二課
〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435
TEL 048-669-1208（管理第二課直通）
 - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる

最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術資料の作成において使用する言語は、日本語に限る。
- (3) 提出された技術資料を提出者に無断で審査及び協定締結者選定以外の目的に使用することは原則無い。ただし、当事務所と「災害時における災害応急対策業務に関する協定」を締結した会社が提出した様式－4（災害時に使用する建設資機材の保有及び手配状況）、様式－5（災害出動要請時の人員配置状況及び技術力）及び添付図の記載内容については、必要に応じて関東地方整備局並びに関係事務所に情報提供する場合がある。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況や資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先及び問合せ期限は次のとおりとする。

・問い合わせ先：〒331-9649 埼玉県さいたま市北区吉野町1-435

関東地方整備局大宮国道事務所管理第二課

TEL 048-669-1208 (管理第二課直通)

FAX 048-669-1226 (管理第二課直通)

電子メール ktr-bousai-oomiya4@mlit.go.jp

・問い合わせ期限：令和元年7月19日（金）18時00分

8. その他

- (1) 当事務所は、首都直下地震（震度6弱以上）が発生した場合、国道17号と新大宮BP～国道254号その他高速道路等を利用した北西方向から都心に向けたルートを、まずは通行可能かの緊急点検（パトロール）、次に通行を可能にする、道路啓開を実施する責任事務所となっている。
協定を希望する者は、埼玉県内当該事務所管内はもとより、首都直下地震時には都内に向けた対応が必要となることを理解の上、技術資料の提出をすること。
- (2) 公募規模は、担当区間において協定内容に基づく対応を行う担当会社（28社）及び、担当会社と協力又は支援区間（道路啓开区間）において協定内容に基づく対応を行う支援会社（11社以上）、合計39社以上である。